



第 **81** 号

2012年  
(平成24年)

東日本大震災及び原発事故被災地にあり、今だ幾多の苦難に直面する皆様にとりまして、新しい年が希望芽生える年になりますよう、心からお祈り申し上げます。

# ほっしん ちば ひがし



「青年部会租税教育活動に向けてのリハーサル(きばーる会議室にて)」

税制改正提言、e-Tax	2	甘・辛自由投稿	9
法人会全国大会 神奈川大会	3	全国青年の集い	9
新年のご挨拶	4	部会の案内、部会の活動状況	10
e-Tax通信	5	支部連合・部会の研修旅行	11
通勤手当の非課税限度が変わりました	6	源泉部会特別研修会	12
更正の請求の改正のあらまし	7	各種研修会の開催	12
研修・説明会等のご案内	7	法人会の輪を広げよう!!	14
納税表彰 税を考える週間の活動	8	編集後記・税の学習コーナー	14

目次

社団法人 千葉東法人会

ホームページの「会員紹介コーナー」登録(無料)受付中!  
<http://www.chibahojin.jp/> E-mail [hojin-01@agate.plala.or.jp](mailto:hojin-01@agate.plala.or.jp)



税のシンボルマーク

この社会  
あなたの税が  
いきている

# 平成24年度税制改正に関する提言

千葉東法人会をはじめ全国各地法人会が提出した税制改正要望を全法連で「平成24年度税制改正に関する提言」として策定しました。

これを受けて、地元選出国會議員、千葉市長に対し要望活動を行いました。提言事項は以下の通りです。

☆東日本大震災の復興に向けた財源

☆社会保障と税の一体改革

☆行財政改革の徹底

☆法人税率の引き下げ

☆事業承継税制の拡充



(提言全文は全法連HPに記載)

平成23年12月5日熊谷千葉市長への要望活動  
大岩会長、萩原副会長（税制委員長）

**e-Tax 申告により添付を省略した書面については、法定申告期限から5年間、税務署等から提示又は提出を求められることがあります（従来の3年間から5年間に延長されました）。**

e-Tax 申告により添付を省略した書面については、税務署等から入力内容の確認のために提示又は提出を求められることがあります。国税通則法の一部改正により、国税について増額更正できる期間が、従来の3年間から5年間に延長されたことに伴い、平成23年12月2日以後に e-Tax で申告した際に、添付を省略した書面について税務署等から提示又は提出を求められることがある期間が、3年間から5年間に延長されました（平成23年国税庁告示第31号）。

法定申告期限	税務署長等が提示又は提出を 求めることができる期間
平成23年12月2日より前	原則として3年
平成23年12月2日以後	原則として5年

詳しくは、e-Tax ホームページ ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)) をご覧ください。

# 第28回 法人会全国大会 神奈川大会

公益財団法人 全国法人会総連合主催

「第28回法人会全国大会」が、10月6日(木)、横浜市のパシフィコ横浜国立横浜国際会議場で開催され全国から3,300人の法人会会員が結集し、千葉東法人会からは大岩会長、伊谷副会長、萩原副会長、山口副会長、式田組織委員長、市川総務委員長が参加した。

第一部では、小泉純一郎元首相が「日本の歩むべき道」と題して法人会員、一般市民を前に記念講演を行い、第二部の式典では、「平成24年度税制改正に関する提言」の報告があり、その中で震災復興財源については「負担を将来世代に先送りしないために、まず国、地方が歳出の見直しと無駄の削減を断行しその上で臨時的な負担を求めるべきだ」と提言がなされた。なお、平成24年度税制改正に関するスローガンは下記の通り。



記念講演 演題：「日本の歩むべき道」  
講師：元内閣総理大臣 小泉 純一郎 氏

## 平成24年度税制改正に関するスローガン

### (総論)

- 行財政改革を推進するため、  
議員・公務員定数の大胆な削減を！
- 地域経済を担い、  
新成長の原動力となる中小企業に活力を！

### (震災復興)

- 短期間に大規模かつ大胆な国費投入で  
復興に全力を！

### (所得税)

- 所得税は広く薄く負担を求め、  
基幹税としての役割強化を！

### (法人税)

- 法人実効税率は欧州・アジア主要国並みの  
30%以下に引き下げを！

### (事業承継税制)

- 適用条件を緩和・是正し、  
企業の継続に役立つ事業承継税制を！

### (消費税)

- 消費税率引き上げの前に、  
徹底した行革により行政のスリム化を！

### (地方税)

- 地方分権の推進のため、  
三位一体改革の更なる徹底を！

### (その他)

- 年金・医療・介護制度について改革を断行し、  
持続可能な社会保障制度の確立を！

## 大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税の活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史、実績の上に、われわれは、新公益法人制度においても公益法人への移行に取り組み、租税教室など税の啓発活動を積極的に展開し、広く国民から受け入れられる法人会づくりを目指すとともに、自らの公益性と透明性を高めるための不断の努力をここに誓うものである。

3月11日に発生した東日本大震災は広範囲にわたり未曾有の被害をもたらした。その痛みは国民が等しく共有するところであり、1日も早く復旧復興の道筋がつけられることを願うものである。被災地支援は被災地域の生活再建だけでなく日本経済の再生にもつながるものであり、今を共に生きる我々が手を携えて多角的にスピード感をもって復興に当たる必要がある。法人会も組織的に、また個々の会員力を借りて積極的に被災地支援を行っていくことを誓うものである。

いま、「震災の復興財源」そして「社会保障と税の一体改革」と、税の問題は今後我が国が自らを再生させる重要課題としてわれわれの前にある。我が国の企業の大多数を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。税制改革にあたっては、地域経済の担い手である中小企業の活性化なしに日本経済の再生はあり得ないとの観点から、法人税率の軽減、事業承継税制の確立を最重要課題として提言するものである。

創立以来、税知識の普及を中心に活動してきた法人会は、ここに全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成23年10月6日  
全国法人会総連合全国大会



社団法人 千葉東法人会  
会長 大岩 哲夫

平成24年の年頭にあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

旧年中は千葉東法人会の活動にご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。また、東日本大震災及び原発事故により、いまなお苦難の日々にある被災地の皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、国難ともいふべき未曾有の事態からの再生が一刻も早く実現するよう切に願う次第でございます。

さて、日本経済は持ち直しつつあるものの、海外経済の減速の影響が大きな要因となり、景気の下押し圧力が強まっております。当面、海外経済の減速、円高、タイの洪水等の影響を受けるものとみられますが、一方で新興国や資源国に牽引される形で海外経済が回復し、大震災の復興関連需要も本格化するなど景気は回復していくものと期待しております。そのような中において日本の再生と成長の為にはわが国経済を支え地域経済の担い手でもある中小企業が活力を取り戻すことが不可欠でありますし、そのことが地域経済の成長を甦らせる源泉になっていくものと存じます。中小企業は創意工夫を重ねつつ日々経営に当たっていますが、今年こそ、将来の不透明性への懸念が払拭され、法人実効税率の引き下げ等税制改正を含め、中小企業の活性化に向けた環境整備促進の道筋が明確になるよう強く望むものであります。

私ども千葉東法人会は結成以来半世紀以上にわたって、各会員が健全な経営者を目指すとともに、申告納税制度の普及と確立に寄与し社会の発展に貢献すべく努めて参りました。この間、昭和49年12月に社団法人化を達成した当会は、新たに本年春の公益社団法人への移行を目指しておりますが、これまでの歴史に立ち、さらなる組織基盤の充実強化を図って、一段と地域社会への貢献に努めるべく気持ちを新たにしているところでございます。

結びにあたり、税務当局をはじめ関係各位には引続きご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、新たな年が、皆様にとりまして明るい展望が開ける年となりますよう心からお祈りし、新年のご挨拶といたします。



千葉東税務署  
署長 石鉢 隆雄

平成24年の年頭に当たり謹んでお祝いを申し上げます。

社団法人千葉東法人会の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、各種研修会等を積極的に実施されるなど、種々の活動を通じて税知識の普及や納税道義の高揚に大きく貢献されています。ここに改めて深く敬意と感謝の意を表する次第です。

さて、わが国の現状を振り返りますと、未曾有の被害をもたらした東日本大震災からおおよそ10ヶ月が経過した今もなお、社会・経済ともに疲弊の様相を拭いきれません。復旧・復興には長い時間を要するものと考えられます。また、国際的にはギリシャに端を発した欧州の政府債務危機やTPP問題など、社会・経済状況は大変厳しいものとなっております。

このような状況の中で、私どもは、申告納税制度の基本を支える「適正・公平な税務行政の推進」と「納税環境の整備」という国民の皆様からの負託に応えて、脱税行為や悪質滞納事案に対しては厳正に対処する一方、e-Taxに代表されるITを活用した納税者サービスを更に充実させるなど「国民から信頼される税務行政」を目指して、努力を続けていかなければならないと考えております。

間もなく確定申告の時期を迎えますが、千葉東法人会の皆様には、e-Taxによる申告の推進に、引き続きご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本年は、貴会の公益社団法人への移行が予定されております。私ども税務署は、監督官庁ではなくなりますが、国税当局と法人会とのこれまでの相互信頼・協調関係は些かも揺るぐことはありません。引き続き緊密な協調関係を推進してまいりたいと考えております。

結びにあたり、会員の皆様のご健勝と新しい年が千葉東法人会の益々のご隆盛と会員の皆様方のご繁栄の年になりますよう心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



# イータックス e-Tax 通信 ⑱

第18回目は、平成23年度税制改正のうち、e-Tax（国税電子申告・納税システム）に関する情報についてご紹介します！！

## 1 電子証明書等特別控除の税額控除の引下げと2年延長

所得税の確定申告における電子証明書等特別控除（いわゆる改正前の5,000円控除）について、税額控除額がその適用を受ける年分に応じ、平成23年分は4,000円、平成24年分は3,000円に引き下げられた上、その適用期間が2年延長されました。

## 2 法定調書の提出方法の義務化

法定調書の提出期限の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの間に提出すべきであった法定調書の枚数が1,000以上であるものについては、e-Taxまたは、光ディスク等で提出しなければならないこととなります。

なお、適用は平成26年1月1日以後に提出すべき法定調書からとなります。

※ 税理士による代理送信の場合には、税理士が顧問先の法人に代わってe-Taxを利用して税の申告等を行いますので、上記の手続きを省略することができます。  
ぜひ、e-Taxご利用のご検討をお願いします。

## 税務 Information

### ◎国税庁ホームページで確定申告書等の作成ができます！

所得税の確定申告書、青色申告決算書・収支内訳書、消費税等の確定申告書、贈与税の申告書を国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で作成（入力）できます。更に、e-Tax（イータックス）をご利用いただくと、作成した申告書データ（贈与税は除く。）に電子証明書を添付して、送信することができます。

また、「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等は、プリントアウトして、そのまま税務署に提出することもできます。

国税庁ホームページでは、確定申告書等のほかにも、税務手続に関する申請・届出書様式を掲載していますので、是非ご利用ください。



詳しくは

申告も納税も e-Tax で！

国税庁

検索

※e-Taxをご利用いただくためには、事前の手続きが必要です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

# 通勤手当の非課税限度が変わりました

平成23年6月30日付で「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が公布されました。源泉所得税関係については、次のような改正が行われています。

**自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当の非課税限度額が変わりました。この改正は、平成24年1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。**

## (1) 制度の概要

自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当については、その通勤の距離に応じ、一か月当たり一定の金額（以下「距離比例額」といいます。）までが非課税とされています。

また、交通用具を使用して通勤する人で通勤の距離が片道15キロメートル以上である人が受ける通勤手当については、運賃相当額が距離比例額を超える場合には、運賃相当額（最高限度：月額10万円）までが非課税とされています。

（注）「運賃相当額」とは、交通用具を使用して通勤する人が鉄道などの交通機関を利用したならば負担することとなるべき運賃等で通勤に必要な運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額に相当する金額をいいます。

## (2) 改正の内容

今回の改正により、運賃相当額が距離比例額を超える場合に、運賃相当額（最高限度：月額10万円）までが非課税とされる措置が廃止されました。これにより、通勤手当の金額が距離比例額を超える場合には、その距離比例額を超える金額については課税の対象となります。

この改正は、平成24年1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。

### 【交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当に関する改正の概要】

※ 通勤距離片道50km（距離比例額24,500円）、運賃相当額30,000円、通勤手当32,000円の場合

	〔改正前〕	⇒	〔改正後〕
32,000円 (通勤手当の額)	2,000円が課税対象		7,500円が課税対象
30,000円 (運賃相当額)	運賃相当額 まで非課税		距離比例額 まで非課税
24,500円 (距離比例額)			

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

電子申告で  
効率UP!

**納税には  
ダイレクト納付  
が便利です!**

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!

平成23年分は最高4,000円  
平成24年分は最高3,000円  
の税額控除

添付書類の  
提出省略

還付が  
スピーディ

法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

平成23年度

# 更正の請求の改正のあらまし

申告書を提出した後で、所得金額や税額などを実際より多く申告していたことに気付いたときには、「更正の請求」という手続により訂正を求めることができます。この「更正の請求」について、平成23年度税制改正で、次のような改正が行われました。

## 更正の請求期間が延長されました

○ 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

### 〈更正の請求期間の延長〉

更正の請求ができる期間が法定申告期限から5年（改正前：1年）に延長されました。

なお、これまでと同様に、更正の請求書が提出されると、税務署では調査によりその内容の検討

をして、納めすぎの税金があると認められた場合には、減額の更正を行い、税金を還付することになります。

## 更正の請求の範囲が拡大されました

### 〈(1) 当初申告要件の廃止〉

当初申告の際、申告書に適用金額を記載した場合に限り適用が可能とされていた措置（当初申告要件がある措置）のうち、一定の措置については、更正の請求により事後的に適用を受けることができることとされました。

### 〈(2) 控除額の制限の見直し〉

控除等の金額が当初申告の際の申告書に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置について、更正の請求により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除等の金額を増額することができることとされました。

## その他

○ 平成24年2月2日以後に行う更正の請求について適用されます。

### 〈「事実を証明する書類」の添付義務の明確化〉

更正の請求に際しては、更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付が必要となることが明確化されました。

### 〈偽りの記載をして更正の請求書を出した者に対する罰則の創設〉

偽りの記載をして更正の請求書を出した者に対する罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が設けられました。

## 研修・説明会等のご案内（平成24年1月～4月）

1/11	水	9：45～11：45	新設法人説明会	千葉東税務署5階会議室
1/11	水	13：30～16：00	決算期別法人説明会	千葉東税務署5階会議室
1/26	木	14：00～16：00	源泉部会研修会（確定申告書記載のしかた）	千葉県経営者会館4階会議室
2/7	火	10：00～16：00	法人税申告書作成研修会（初級）	千葉県経営者会館2階会議室
2/8	水	13：30～16：00	消費税申告書作成研修会	千葉県経営者会館2階会議室
2/14	火	10：00～16：00	法人税申告書作成研修会（中級）	千葉県経営者会館2階会議室
3/16	金	9：45～11：45	新設法人説明会	千葉県経営者会館6階会議室
3/19	月	9：30～16：00	決算期別法人説明会	千葉県経営者会館4階会議室
4/16	月	13：30～16：00	決算期別法人説明会	千葉東税務署5階会議室

税の無料相談日（金曜）	1/6・13・20・27 2/3・10・17・24 3/2・9・16・23 4/6・13・20・27 10：00～16：00 法人会事務局税務相談室（千葉県経営者会館内）
-------------	--

※会場等に変更になる場合がございます。

※各研修会に関する詳しい内容やお申込につきましては、事務局（241-4170）までお問い合わせください。

## 平成23年度納税表彰

平成23年11月15日(火) ホテルポートプラザちばにおいて、千葉東税務署管内、平成23年度納税表彰式が行われ、申告納税制度の普及発展や租税教育推進に貢献した6人を表彰、12人1団体に感謝状が贈られた。千葉東法人会関係の受表彰者は次の方々です。

### ◆千葉東税務署長表彰（敬称略）

☆萩原 徹雄（副会長）株式会社かねたや家具店  
☆古畑 幸雄（中央第二支部長）有限会社三芳屋  
☆平野 元治（前轟支部長）測機社千葉サービス株式会社

### ◆千葉東税務署長感謝状（敬称略）

☆加賀 一明（高品支部長）東和道路株式会社  
☆藤代 忠久（都町支部長）壽商事株式会社  
☆檜佐 興利（桜木支部長）有限会社ひさのや石材店  
☆国吉 晃甲（前青年部会長）株式会社京葉美装  
☆大津 公男（富士見支部長）有限会社大昌産業  
☆新井 英次（前新田新町支部長）株式会社美光

当日、関係民間団体長を代表して当会の大岩会長が、次のように祝辞を述べられました。

「受賞者の皆様、この度の受彰、誠にありがとうございます。皆様は、日頃よりご多忙な事業経営の傍ら、各関係民間団体の役員として正しい申告と期限内納税あるいは租税教育の推進及び税務広報活動に努められ、納税意識の高揚に多大な貢献をされた方々でございます。受彰者の皆様の永年にわたるご尽力とご功績、並びにご家族の皆様のご理解とご協力に深く敬意を表しますとともに、表彰の栄に浴されましたことを心からお慶び申し上げます。さて、去る3月11日の大震災並びに原発事故は、国難というべき未曾有の被害をもたらし、国、地方公共団体、企業、国民が一丸となってこの危機を乗り越えなくてはならない状況にあります。一方、長引く景気の低迷そして少子高齢化社会の到来により、税制の見直し等が議論される中、税の果たす使命は大きくなっております。このような状況の中、私ども関係民間団体の果たす役割は、大変重要なものであり、今後の会活動に対する責任も重く受け止めております。私どもといたしましては、より一層、正しい税知識の普及・納税意識の高揚に努めるとともに、e-Taxの普及拡大により、税務行政が円滑に運営されますよう、今後もそれぞれの関係民間団体が、連絡協調して会活動を進展させていく所存です。これからも、会員並びに社会から信頼される団体の役員として、適正な申告納税制度の普及を通じた健全な社会の発展に一層ご貢献下さいますようお願い申し上げます。結びにあたり、受彰者並びにご家族の皆様とご臨席の皆様の、ご健勝と益々のご繁栄を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。」

## 税を考える週間の活動（平成23年11月11日～17日）

平成23年11月11日JR千葉駅前にて事業委員、女性部会員を中心に総勢30名で、千葉税務署長をはじめ幹部の皆様とともに多くの方々に適正納税を呼び掛けた。当日はあいにくの雨であったが、「税ってなんだ？」の啓発用小冊子やカットパンの配布により、税の意義や役割りについて理解を求める街頭広報活動となった。



## 支部長 甘・幸 自由投稿

祐光・道場支部長 高尾 正三（椿森有料老人ホーム）

### 社会福祉施設等の安全対策について

自力避難困難者が入所している社会福祉施設等においては、災害発生時に自力で避難することが著しく困難な者が利用していること、又職員数が比較的少なく、特に就寝時間帯に火災が発生した場合、避難誘導や救出・救護活動が著しく困難になります。平成21年3月に群馬県渋川市で発生した老人福祉施設の火災では、入居者10名が、又、平成22年3月に北海道札幌市で発生したグループホームの火災では、入居者7名が、それぞれ亡くなっており火災発生時の人命危険が極めて大きくなっています。これらを踏まえ、グループ

ホームにおける防火安全体制等について国の調査結果が取りまとめられました。

調査結果を踏まえた対策として

1. 火気管理対策の徹底
2. 自動火災報知設備、火災通報装置等の設置
3. 消火器、スプリンクラー設備の設置
4. 防火戸、排煙、空調設備等の管理
5. 近隣共同体の確立、訓練の徹底

職員の災害発生時における活動要領を繰り返し訓練をしておくことが大切です。



### 第25回「法人会全国青年の集い」みえ大会 に参加して

青年部会員 時松 克史（有限会社季織苑） 写真右端

大会は11月18日に三重県伊勢市開かれ、全国から青年部会長、部会員など約2,000名が参加し、千葉東法人会からも、齋藤青年部会長をはじめ、21名が参加しました。メイン会場である県営サンアリーナに到着し、あまりにも大勢の人がいることにまず驚き、そしてその皆さんの熱気とエネルギーが溢れかえっていることに圧倒されました。

この人たちみんなが日本全国で日夜奮闘し、より良い会社にする為に、またより良い地域社会にする為に尽力されているかと思うと、とても心強く感じました。

二日目は日本人の心のふるさとといわれている伊勢神宮を古くからのならわしとされている外宮、内宮と順にお参りしました。神宮では、強く激しい雨の中での静かな佇まいに身も心も洗われるような厳粛な気持ちになり、お神楽の柔らかな動作、

音色にしばし太古の時代にタイムスリップしたような錯覚におちいりました。

おかげ横丁では、束の間の休息と美味しい時間を堪能し、観光遊覧船乗り場では栈橋から海に落ちた人がいたり（浅瀬で無事でした！）と盛りだくさんの大会でしたが、是非また参加したいと思っております。



# 部会の案内、部会の活動状況

## • 源泉部会

千葉東税務署の担当官を講師に源泉徴収実務担当者を対象とした税務研修会を毎月実施、また、広く一般を対象に年末調整の仕方、確定申告の仕方についての説明会を実施しています。

源泉所得税に関する法令通達はしばしば改正があり、また取扱いも多岐にわたっています。源泉部会の研修会ではタイムリーな課題を取り上げ源泉徴収実務担当者のスキルアップを支援しています。

## • 女性部会

各企業内で活躍する女性経営者が規模・業種の違いを乗り越えて、知り合い・学びあい、そして助けあうために、現在113名で女性部会を結成しています。

活動としては、企業も市民の一員として活力ある地域社会の維持発展に進んで貢献すべきとの考えから「千葉の親子三代夏祭り」に、毎年団体参加したり、「税を考える週間」にJR千葉駅頭で税の広報キャンペーンを実施しています。また、各

都道府県法人会連合会が持ち回りで主管し開催されている「全国女性フォーラム」に女性部会長等を派遣しています。



親子三代夏祭り、千葉おどり  
(23.8.21 千葉おどり会場)

## • 青年部会

企業の規模・業種の違いを乗り越えて、次代を担う若手経営者が集り、若さと情熱をもって、時代に即応した事業を推進しています。

全国の青年経営者が年に一度一堂に会し、地域貢献活動について情報交換する「全国青年の集い」が本年度は昨年11月18日、19日に三重県で開催され、



全国青年の集い「みえ大会」会場到着時  
(23.11.18 三重県営サンアリーナ)

当会から21名が参加しました。また、千葉市租税教育推進協議会の租税教室に青年部会員を講師として派遣したり、夏祭りのイベントで租税教育活動を実施しています。

なお、入会資格は当会員のうち、年令49才迄の青年経営者並びに次期経営幹部としています。



租税教室講師養成研修会  
(23.10.18 千葉東税務署)

## • 研修部会

当部会は、企業経営に資する研修会や経営者の糧となる講演会をはじめ会員交流事業を行い、経営者同士が経営環境や経営ノウハウ等幅広い情報に接し、相互に交流を深めるべく活動しています。

23年6月には「確定拠出年金」に関する研修会、10月には千葉神社山本宮司を講師として講演会を行い、地元ならではの地域の歴史等を学びました。



研修部会講演会  
講師：妙見本宮千葉神社  
山本 栄 宮司  
(23.11.10 パーティホテル千葉)

# 支部連合・部会の研修旅行

## 第一支部連合



10月25日（火）に若田部連合長以下40名が参加し御殿場方面への研修旅行を実施しました。

第一研修地の中澤酒造を見学した後、第二研修地の御殿場時之栖では各国のビールとバイキングを楽しみました。車内では平山稲毛支部長の軽妙な司会のもと税金クイズ、参加者の自社PRを行い、歌集「叙情歌と流行歌で綴る日本の旅」を手に第一支部連合愛唱歌「いつでも夢を」などを歌い楽しい研修旅行となりました。

## 第二・三支部連合



11月7日（月）に第二支部連合（参加者54名）、11月16日（水）に第三支部連合（参加者37名）で、それぞれ東京都内下町を中心に日帰りバス研修旅行を実施した。

両日とも晴天に恵まれ、青空に映える東京スカイツリーを間近から見上げ、浅草寺参拝、東京タワー

展望台からは360度の全景を見渡すことができました。

そのほか、第二支部連合では、国会議事堂参議院を、担当職員の説明を聞きながらの見学、第三支部連合では浜離宮庭園を見学し帰途についた。近場で身近な施設の見学であったが、参加者の皆さんは、お互いうちとけた雰囲気での研修旅行となりました。

## 第四支部連合



10月16日（日）に41名が参加し、袋田の滝とりんご狩りバス研修旅行を実施しました。

朝方までの雨も上がり、秋晴れの中、車中では佐藤副連合長司会の巧妙なヒントを交えた税金クイズ、ピンゴゲームなどで盛り上がりました。昼食時に出来たてゆば御膳、袋田の滝では新観瀑台からの絶景を眺め、奥久慈りんご園では美味しいりんごの試食とお土産を手に親睦を深めた有意義な研修旅行となりました。

## 第五支部連合



10月27日（木）に第五支部連合（参加者34名）で、日帰りバス研修旅行を実施した。

紅葉を愛でながら長瀬ライン下りを楽しんだ後、秩父神社参拝、秩父まつり会館を見学し、12月の秩父夜祭に思いを馳せていました。

## 女性部会



11月13～14日（1泊2日）、女性部会バス研修旅行（参加者21名）を実施した。

日光東照宮・古峯神社を参拝し、東照宮ではこれまで何気なく見過ごしていたところの謂れなど、現地ガイドの説明を聞いてあらためて再認識していました。

## 源泉部会特別研修会に参加して

千葉信用金庫 総務部 高木 和雄

平成23年10月5日（水）源泉部会主催の特別研修会が実施されました。千葉駅前大通りNTTビル前に集合、曇り時折小雨が降る中、専用バスにて朝9時に出発しました。

今回の参加者は添乗員さんを含め総勢9名、私は今回初めて参加させて頂きました。

バスは一路、最初の目的地で茨城県のつくば学園都市にある「宇宙航空研究開発機構」（通称JAXA）の筑波宇宙センターに向かいました。途中、車中にて研修会責任者の方より行程の説明があり、その後、参加者が簡単な自己紹介をしました。

バスは10時30分頃、予定通り目的地に到着、施設入口付近に横たえ展示した実物大の巨大ロケット（打上げ用予備機）が目に入り飛び込んできました。

筑波宇宙センターでは人工衛星やロケットなど将来の宇宙機の研究開発や開発試験、打ち上げた人工衛星を追跡管制するネットワークの拠点として重要な役割を担っています。更に国際宇宙ステーション計画に向け「きぼう」日本実験棟の開発や試験、宇宙飛行士の養成などを行っています。

現在、国際宇宙ステーションに滞在している古川聡さんは宇宙におけるさまざまな実験を行っており、ガイドさんの説明で地球上では体験できない様々な現象等の説明がありました。例えば宇宙船「きぼう」は90分で地球を一周し45分毎に昼と夜が来る。最高速度は時速28,000kmで、もし東京大阪間を飛んだとしたら約1分で着いてしまう。宇宙で陽の当る所は100度、日陰ではマイナス100度である。その他、色々な興味ある事の説明

がありました。1時間半余りの視察研修でしたが中身の濃い時間でした。もし、機会があればプライベートで来てじっくり見学してみたいと思いました。

筑波宇宙センターを後にして、昼食先で同じ学園都市内にあり、美しい和風庭園が自慢の「山水亭」にて懐石料理を堪能させて頂きました。

少しの休憩後、強い雨が降る中、つぎの目的地「牛久シャトー」に向かいました。ここは私個人的には4回目でしたが以前と比べ建物の外観や施設も大分変わり、また、3月11日の東日本大震災の影響があり、資料館は未だに閉鎖されていました。ウィークデーと大雨のせいか来場者も少なく閑散しており私達一行は売店にてワインの試飲後（7種類）、それぞれが気に入ったワインや会社へのお土産を購入しました。

降り続く大雨の中、一行は最終目的地「あみプレミアム・アウトレット」に向かいました。

この施設は平成21年7月に104店舗がオープンしたアメリカの町並みをイメージして建てられ、現在は今年12月のオープンを目途に更に150店舗増設する為、建設中でした。地域の活性化と地域雇用増加に貢献していると感じました。

今回の研修会はあいにくの雨となりましたが有意義な一日でした。次回も是非参加させて頂きたいと思います。



以上

## 各種研修会の開催

会員以外の方も対象として開催しました。今後も同様の研修会を開催予定です。

### パソコン講座 弥生会計

具体的な事例を用い、わかりやすくコンピューター会計処理を習得する講座

日時 平成23年8月8日～9日 2日間（10：00～16：00）

講師 千葉情報経理専門学校 高原先生

会場 千葉情報経理専門学校

### ホームページ制作講座

ホームページの仕組みを理解していただくとともに、Windowsに標準装備されているソフトを使用し、自社の基本的なホームページを自ら制作できるようになるまでの講座。

日時 平成23年8月17日～18日 2日間  
（10：00～16：00）

1日目 インターネットでHPを公開する仕組み等

2日目 情報更新、画像修正、公開等

講師 千葉情報経理専門学校 金田先生

会場 千葉情報経理専門学校



ホームページ制作講座  
（23.8.17～18 千葉情報経理専門学校）

### パソコン講座 エクセル

エクセルを使って手軽にいろいろな集計表を作成する基礎講座。

日時 平成23年10月13日 10：00～16：00

講師 千葉情報経理専門学校 藤坂先生

会場 千葉情報経理専門学校



**ちばぎんビジネスローン**  
**中小企業の資金ニーズに**  
**すばやくお応えします。**

**CHIBA BANK**  
**Business**  
**Loan**

お気軽にご相談  
 いただける  
 融資プランです

**スピード回答**

**担保不要**

**手続き簡単**

最高3,000万円までご融資可能

第三者保証人不要



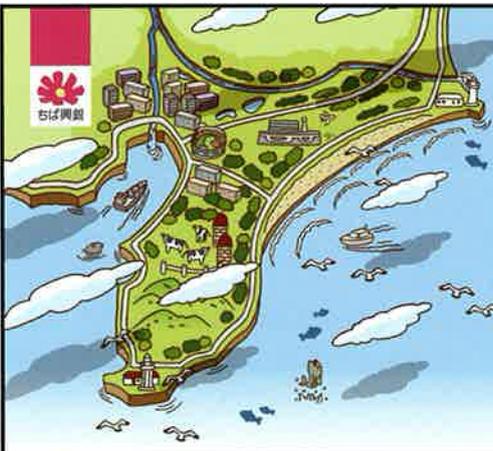
●ご利用いただける方:直近の決算が12ヶ月決算の事業法人。融資期間1年超の場合:債務超過でない事業法人 ※ただし、納期の到来した税金を完納されており、当行 他金融機関のご融資を延滞されていない方を対象とさせていただきます。なお、医療法人・学校法人・組合等はご利用いただけません。●お使いみち:事業に必要なたん支店資金及び軽微な設備資金に限ります。※ただし、不動産(商品不動産)を含みます。●ご購入資金、既存の借入金償還(借換)資金、投融資資金等の非事業性資金等は対象外とさせていただきます。●ご融資金額:100万円以上3,000万円以内(10万円単位) ※ただし、直近決算書での平均月商(不動産業の場合、1ヶ月あたりの販売費)の3倍以内とさせていただきます。●ご融資期間:5年以内(期口におけるご継続の取扱はできません) ※審査結果に直し、所定の融資期間とさせていただきます。●ご返済利率:年3.25%~(変動金利) ※平成23年11月1日現在の適用金利です。●ご返済方法:期日一括返済(利息は全額前払いとなります) 元金均等返済(利息は約定返済日毎に前払いとなります) ※ご返済期間が6ヶ月を超える場合は元金均等返済とさせていただきます。●担保:不要です。 ※すでに担保をご提供いただいている場合は、本ローンの担保とさせていただきます。●保証人:原則代表者のみ(第三者保証人は不要です) ※定款に共同代表者の定めのある場合は共同代表者全員を保証人とさせていただきます。また、50%以上の株式(出資金)を単独で保有(出資)している方がいる場合には、その方についても保証人とさせていただきます。●審査結果の通知:受付後すみやかに、審査結果を郵送等致します(3営業日程)。審査結果によっては、ご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。また、お預りした申込書等については、ご返却できませんので予めご了承ください。

千葉銀行

くわしくは、ちばぎんホームページをご覧くださいか、お近くのちばぎん、またはちばぎんビジネスセンターまで、お気軽にお問い合わせください。

ちばぎんホームページ <http://www.chibabank.co.jp/> 24時間ご利用可能  
 ちばぎんビジネスセンター ☎0120-111-523 通話料無料

【電話による受付時間:9:00~17:00(月~金)土・日・祭日を除く】



**Just Fit**

おひとりおひとり  
 お応えします

つないでいこう。  
 これからも  
**60th**  
 Anniversary

千葉興業銀行 [www.chibakogyo-bank.co.jp](http://www.chibakogyo-bank.co.jp)



**α BANK ビジネスローン**

京葉銀行

私たちアルファバンクが、千葉県内で活躍されている  
 中小企業経営者のみなさまの資金ニーズに幅広くお応えいたします。

無担保 **最高** 5,000万円

α BANK ビジネスローンの主な特長

- 最高5,000万円まで
- 簡単なお申し込み・スピード回答
- 無担保・第三者保証人不要
- 担保がある場合は金利優遇あり

くわしくは京葉銀行の窓口でお気軽にお問い合わせください。商品内容については、ホームページでもご案内しています。 京葉銀行 検索

地元中小企業を応援します！



千葉信用金庫

<http://www.shinkin.co.jp/chibaskb/>

千葉信用金庫 事業者向けローン  
 (そく・せん・りよく)  
**即・千・カ スペシャル**

当金庫とお取引のないお客様も  
 ご利用いただけるプランをご用意しております。



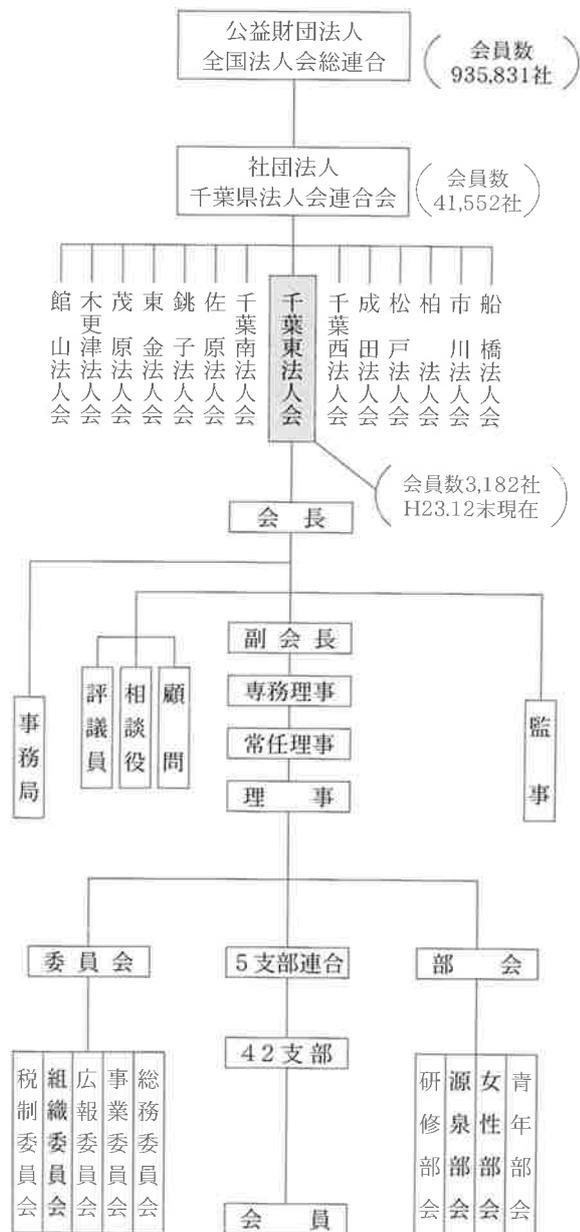
本商品については、業種によってお申込みいただけない場合がございます。また、本商品については商品タイプ毎に、ご融資金額・ご融資利率・ご融資期間等が異なりますので、詳しくは当金庫の本支店にお問合せください。審査結果によってはご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

# 法人会の輪を広げよう!!

## \* 法人会は

よき経営者をめざすものの団体として  
 会員の積極的な自己啓発を支援し  
 納税意識の向上と企業経営および社会の  
 健全な発展に貢献します

## \* 組織図



## Q&A 税の学習コーナー 問題

- 消費税の税率は現在、国税と地方消費税（地方税）を合わせて5%です。  
 それでは、この内訳は次のどれでしょう。  
 (1) 国税2.5%・地方消費税2.5%  
 (2) 国税3.0%・地方消費税2.0%  
 (3) 国税4.0%・地方消費税1.0%
- 所得税は、累進課税制度とって、所得が多い人ほど高い税率で税金を納めることになっています。  
 それでは、一番高い税率は何パーセントでしょう。  
 (1) 40% (2) 50% (3) 60%
- 日本に現在ある税金の種類は、国税・地方税あわせて46種類です。次の3つのなかで、日本で本当にある税金はどれでしょう。  
 (1) とり税 (2) うし税 (3) とん税

## ● 編集後記 ●

新年明けましておめでとうございます。

日本を震撼させた東日本大震災で被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。この災害では、私たちの生活を支えている物理的基盤の弱さ、はかなさを考えさせました。しかし、人と人との絆の重要性、人の心のありがたさを実感いたしました。

さて、今年は辰年。十二支の一つとして古来神秘的な存在である龍（辰）が割り当てられたといわれています。また、龍は天空に昇り自在に飛翔するとも言われています。

現在の日本は秒単位で目まぐるしく情勢が変わっています。このような時代を生き抜くためにも、失敗を恐れて現状を維持するのではなく、目標に向かって進む一年にしていただきたいと思います。皆さまがこの龍のごとく天にも昇る勢いで飛躍されることを祈念いたしております。

広報委員 名田 裕之 ((有)飛馬) 記

## Q&A 税の学習コーナー 答え

- (3) の「国税4.0%・地方消費税1.0%」
- (1) の「40%」  
 所得税の税率は、5%、10%、20%、23%、33%、40%の6段階に分かれています。
- (3) の「とん税」  
 とん税は、外国の船が港に入港したときに、船のトン数を基として課税される税金です。

社団法人 千葉東法人会会報第81号  
 ○発行所 社団法人 千葉東法人会  
 千葉市中央区千葉港4番3号  
 千葉県経営者会館3F  
 ☎043-241-4170

(平成24年1月発行)

○発行人 大岩 哲夫  
 ○編集 広報委員会  
 ○編集責任者 江澤 壽彦  
 ○印刷 会員 株式会社さかき

# 株式会社エッチ・アール・オーは 生命保険(アフラック)と住宅ローン(SBI)の お取り扱いをしております。

## 保険事業部



千葉中央店

### 千葉中央店

〒260-0026 千葉市中央区千葉港 7-1  
ホテルニューツカモト 1F

☎0120-204085



木更津駅東口店

### 木更津駅東口店

〒292-0057 木更津市東中央 2-4-13  
富士火災ビル 1F

☎0120-918412



船橋営業所

### 船橋営業所

〒273-0005 船橋市本町 2-1-34  
船橋スカイビル 3F

☎0120-548886



「がん保険」も「医療保険」も契約件数 No.1\* アフラックでは  
さまざまな保険商品をご用意し、お客様からのご要望にお応えします  
※平成22年版「インシランス生命保険統計号」より

## 住宅ローン事業部



### SBI 住宅ローン船橋店

〒273-0005 船橋市本町 2-1-34  
船橋スカイビル 3F  
TEL : 047-495-6280



### SBI 住宅ローン千葉みなと店

〒260-0026 千葉市中央区中央港 1-22-7  
日企千葉みなとビルディング 3F  
TEL : 043-441-7260



### SBI 住宅ローン木更津店

〒292-0057 木更津市東中央 2-4-13  
富士火災ビル 1F  
TEL : 0438-20-0711



株式会社 エッチ・アール・オー

<http://fa-net.co.jp/hro/>

本店 〒260-0026 千葉市葉市中央区千葉港 7-1  
ホテルニューツカモト 1F

☎0120-767677



企業の明日を支える会員専用のプランとして、昭和46年に発足した「経営者大型総合保障制度」は、平成23年に40周年を迎えました。



千葉支社/千葉市中央区新宿2-5-3  
TEL 043-247-8861



AIU保険会社  
エイアイユー インシュアランス カンパニー

千葉支店/千葉県千葉市美浜区中瀬2-6 (WBG マリブイースト21F)  
TEL 043-350-3170